

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当市は山口県の東南部に位置し、東西約37km、南北約39km、面積656.29km<sup>2</sup>を有している。北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を臨み、その海岸線に沿って大規模工場が立地し、それに隣接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。

北部には、標高600mから1,000m程度の山並みが続いている。山口県の主要河川である佐波川、錦川の上流区域で、各支流がこれに合流しており、急流が多く、錦川には向道ダム、菅野ダム、水越ダムの3箇所のダムを有し、佐波川の支流である島地川には島地川ダムがある。また、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地滑り、崖崩れ及び土石流の発生が多くみられる。

東部には、田園住宅地の中を島田川が流れている。また、南部には東から西光寺川、富田川、夜市川等の二級河川が流れており、それぞれに谷底平野沿岸低地が形成されている。これらの地域では排水不良による冠水、急傾斜地での宅地造成に伴う崖崩れの発生が懸念される。

市街地の海岸線は、工場用地として埋立地が造成され、大部分が人工海岸となっている。それらを含む海岸線の延長は非常に長く、高潮、津波による浸水被害が想定される。

また、当市臨海部には、石油化学工業を主とした臨海石油化学コンビナートが形成され、活発な生産活動を続けている。石油化学を中心とするこれら工場では、可燃物有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が大きい。

他に、当地域は交通の要衝にあたり、山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、中国自動車道、国道2号等陸上交通は極めて輻輳している。徳山下松港は国際拠点港湾として、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航を始め、中東より石油を運ぶ30万tタンカー等大型船舶の航行も盛んである。したがって、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流失等大規模な事故(交通災害)への対応も必要となる。

1. 地震による災害

当地域に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」がある。(政府 地震調査研究推進本部)

当市の南海トラフ巨大地震における震度は「5強」と想定されている。

※「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)」(山口県 2013年12月)

また、いつどこで地震を発生させるか分からない活断層が、複数確認されている。

2. 津波による災害

当地域に津波被害をもたらす最も切迫性の高い要因は、「東南海・南海地震」である。

想定される被害予想(山口県地震・津波防災対策検討委員会)

- ◆ 津波水位：3.5m 徳山下松港(徳山地区)
- ◆ 到達時間：143分 徳山下松港(徳山地区)
- ◆ 最大浸水面積(1cm以上)：494ha
- ◆ 人的被害：死者：49人 負傷者：4人
- ◆ 建物被害：「全壊棟数：128棟」・「半壊棟数：2,286棟」

3. 大雨による浸水・土砂災害

当市には、島田川、錦川、渋川、島地川、夜市川、富田川、西光寺川等の主要な河川があり、それぞれ大雨の際には、河川流域の地域では浸水が想定されている。

また、山口県の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）数は全国で5番目に多く、当市は、県内で下関市、岩国市に次いで3番目に多い土砂災害警戒区域等を有している。

※出典：国土交通省「全国における土砂災害警戒区域等の指定状況 2021/9/30時点」・山口県「土砂災害警戒区域等の指定状況について（市町別）2021/12/21時点」

4. 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化による日本付近の海水温上昇など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念される。台風による災害は、前述の浸水・土砂災害のほか、高潮や暴風による被害が想定される。

特に、台風が当市よりもやや西側を通過する場合は台風の危険半円側にあたり、影響が大きくなる。高潮は、台風等の接近に伴う気圧の低下によって海面が上昇する「吸い上げ効果」と、台風等による強風が沖から海岸に吹き寄せることによって海面が上昇する「吹き寄せ効果」によって発生する。当市は南に開けた海岸線を有しており、当市よりもやや西側を通る台風の場合は、長時間にわたり当市に向かって南寄りの強風が吹きやすくなるため、特に警戒を要する。

臨海工業地帯の大部分で高潮の被害が想定され、一部地域では、水深2m以上の浸水被害が予想されている。

※「周南市国土強靱化地域計画」・「周南市ハザードマップ」

5. 石油化学コンビナートによる災害

当市には、石油化学工業を主とした臨海石油化学コンビナートが形成され、活発な生産活動を続けている。石油化学を中心とする工場は、可燃物や有毒物等危険物の取扱量が大きく、石油類、ガス類、化学製品類の製造、貯蔵、販売、輸送も多く、いわゆる産業災害が発生する可能性が懸念される。

また、徳山下松港は国際拠点港湾として、石油を運ぶタンカー等船舶の航行が盛んであり、徳山下松港と竹田津港のフェリーの運航もあるため、多数の者の遭難を伴う衝突、沈没、タンカー事故等による大量の石油類、その他危険物、有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。

※「周南市国土強靱化地域計画」

6. 感染症による災害

新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することによりおよそ10年から40年の周期で発生し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため世界的な大流行（パンデミック）となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

※厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」

(2) 商工業者の状況

当地域は、周南コンビナートに立地する大企業の工場（基礎素材型産業）を核として発展してきた。現在も化学工業を中心とした「製造業都市」と言える。

周南コンビナート地域には、石油化学をはじめ、無機化学、鉄鋼、セメントなどの多彩な基礎素材型産業が集積している。

地域独自の特徴としては、無機化学と有機化学が融合したコンビナートとして、多種多様な化学製品を生み出している事が挙げられる。

管内の商工業者数（小規模事業者数）は、長期的な減少傾向に歯止めがかかっていない。

	管内商工業者数	内小規模事業者数
平成 13 年事業所企業統計調査	5, 5 9 2	4, 4 2 3
平成 18 年事業所企業統計調査	5, 1 3 7	3, 7 5 8
平成 21 年経済センサス-基礎調査	4, 9 3 9	3, 7 4 2
平成 26 年経済センサス-基礎調査	4, 4 0 8	3, 3 6 1

平成 28 年経済センサス - 活動調査（事業所に関する集計）					
第 5 - 2 表 産業（大分類）別民営事業所数、事業従事者数及び付加価値額					
	総数(単独・本所・支所)				
産業大分類	事業所数		事業従事者数		付加価値額 (百万円)
全産業（公務を除く）	6, 241	割合	64, 373	割合	388, 237
農林漁業	18	0.3%	158	0.2%	245
鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.0%	14	0.0%	X
建設業	802	12.9%	6, 639	10.3%	36, 513
製造業	289	4.6%	12, 051	18.7%	133, 275
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.0%	218	0.3%	4, 540
情報通信業	67	1.1%	841	1.3%	5, 646
運輸業，郵便業	215	3.4%	6, 031	9.4%	X
卸売業，小売業	1, 595	25.6%	11, 032	17.1%	50, 876
金融業，保険業	138	2.2%	1, 817	2.8%	18, 512
不動産業，物品賃貸業	474	7.6%	1, 390	2.2%	5, 385
学術研究，専門・技術サービス業	272	4.4%	1, 562	2.4%	9, 191
宿泊業，飲食サービス業	719	11.5%	4, 373	6.8%	9, 868
生活関連サービス業，娯楽業	558	8.9%	2, 470	3.8%	15, 756
教育，学習支援業	166	2.7%	1, 288	2.0%	4, 101
医療，福祉	442	7.1%	8, 804	13.7%	38, 458
複合サービス事業	54	0.9%	769	1.2%	3, 631
サービス業（他に分類されないもの）	427	6.8%	4, 916	7.6%	17, 234

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ✓ 「周南市国土強靱化地域計画」・「周南市地域防災計画 本編・震災対策編」・「周南市業務継続計画」・「周南市国民保護計画」・「周南市災害時受援計画」の策定
- ✓ 「周南市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
- ✓ 「周南市ハザードマップ」や「防災ガイドブック」等を活用した意識啓発活動の実施
- ✓ 「市民総合防災訓練」の実施
- ✓ 防災備品の備蓄

#### 2) 当会議所の取組

- ✓ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ✓ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ✓ 防災訓練の開催
- ✓ 防災備品（懐中電灯・非常用発電機等）を備蓄
- ✓ 「徳山商工会議所 災害対応マニュアル」を策定

## II 課題

当地域（徳山商工会議所管轄内）では、過去に大規模災害や感染症による大きな被害を受けたことがほとんどない。このため、災害等のリスクに対する認識が薄く、緊急時の具体的な取り組みに対しての経験・知識は浅い。

商工会議所として、「大規模災害や感染症発生時において、小規模事業者の事業継続を切れ目なく支援する事」は必要不可欠であり、現状においては、以下の課題が挙げられる。

#### 1) BCP策定支援等への人材不足

当会議所経営指導員の中でも、リスクマネジメントに関する知識を有する者は少ない。そのため、事業者へBCP導入提案や策定支援を行う機会は、限定的である。また、当会議所では、令和2年3月に「徳山商工会議所 災害時対応マニュアル」を制定したが、役職員間で十分な認識がなされていない。結果として、支援機関であるにも拘わらず職員の事業継続計画への関心が低い。

#### 2) 関係機関との連携強化

「徳山商工会議所 災害時対応マニュアル」では、「緊急要請の実施など、行政への働きかけを行うほか、行政と協働で災害被災に対処する。」としているが、具体的に「どの部署と、どの様な内容の情報を共有し、どのような手段で連絡を取り合うか。」等の詳細な部分は定めていない。これまでに大きな災害等がなく実運用したことがないため、関係機関との連携が曖昧になっている。

#### 3) 災害等発生時の地域事業者の被害状況確認

平時においては、会員事業とのコミュニケーションは、対面以外にTEL・FAXに加えE-mailやホームページを利用して行っている。しかしながら、災害等発生時には「誰が、どの事業者に対して、どんな手段で」連絡を取るかが定まっていない。また、会員事業所以外の地区内事業所への連絡機能はほぼ無いに等しい。

#### 4) 地域小規模事業者のBCP対策に対する意識の低さ

当地域の小規模事業者にとって経営課題の中心と言えば、「売上の確保・増加」、「経費削減」、「人材確保」等であって、「BCP対策・危機管理」への関心は高くない。原因としては、直面した課題ではない事、普及・啓発活動が不足している事がある。

### Ⅲ 目標

#### 1) 平時におけるBCP支援体制の構築

- ✓ 地域の小規模事業者等に対し災害リスクを認識させ、事前対応の必要性を周知し、BCP作成を推進・支援する。
  - BCP作成セミナーの開催：年1回以上
  - BCPの作成支援：30事業所（年間）
  - 事業継続力強化計画の認定：10事業所（年間）
- ✓ 各種保険会社と連携し、災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの推進を行う。
  - 保険制度見直し（新規加入）事業所数：20事業所（年間）

#### 2) 発災時における連絡を円滑に行うため、当会議所と当市及び山口県の間の災害情報報告ルート構築

緊急連絡網（担当者連絡先リスト）の見直し（年1回以上）

#### 3) 当会議所の災害時対応マニュアルの円滑な運用

- ✓ 迅速な被災調査の実施と、情報共有及び円滑な復旧・復興支援の実施
- ✓ 被災調査や復旧・復興支援をおこなう人員の経営支援スキルの向上
  - 定期的な防災訓練の実施（年1回以上）
  - 職員向け危機対応勉強会の開催（年1回以上）

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
- 本計画は、令和2年8月に見直された「周南市地域防災計画」、令和3年3月に制定された「周南市国土強靱化地域計画」、令和2年3月制定の「徳山商工会議所災害対応マニュアル」と合わせて運用し、平時から危機対応の重要性について啓発するとともに、自然災害、コンビナート災害や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

1. 危機管理セミナーの開催

専門家を招き、BCPに関するセミナーを開催し、リスク対策の必要性を周知し、危機管理についての関心を高める。  
同時に事業継続力強化計画の制度についても周知する。

2. 当会議所会報やSNS・ホームページ、市広報を活用した広報活動

当会議所会報やホームページ等において、定期的に国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP策定の重要性等について周知する。  
また、会員以外の管内小規模事業者へアプローチが弱いため、市広報「広報しゅうなん」に記事掲載して周知する。

3. 窓口・巡回相談の活用

経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。  
災害リスクの周知と同様に、新型コロナウイルス感染症等に関して、感染拡大防止ガイドライン等を参考資料として情報提供する他、事業継続に向けた環境整備を支援策する。

4. 広報ツールの作成

小規模事業者に効果的に災害リスクを周知するために、基本的な情報をまとめたパンフレットを作成する。  
作成したパンフレットは、巡回窓口相談時に活用するほか、各種会合等で配布する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ✓ 当会議所は、令和2年3月「徳山商工会議所災害対応マニュアル」を制定。  
以降PDCAサイクルを回しているとは言えず、不完全な運用となっている。

### 3) 関係団体との連携

- ✓ 山口県と包括協定を締結されている損保会社と連携し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ✓ 小規模事業者を支援する際には、金融機関や専門家等と協力し、経営資源の管理、リスクマネジメントの重要性について周知、提案を行う。

### 4) フォローアップ

- ✓ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認  
セミナー参加事業者等、特に意欲のある事業者に対し、伴走型の支援を行う。  
併せて、事業継続力強化計画の策定を提案し、計画策定・認定を支援する。
- ✓ 情報交換会の開催  
当市と当会議所で年1回程、管内小規模事業者の危機管理についての情報交換会を実施し、情報共有を図る。  
併せて、本計画についての意見交換を行い、PDCAサイクルを確立する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ✓ 自然災害（台風・大雨・震災等）及び、石油化学コンビナート災害が発生したと仮定し、当会議所と当市で連絡ルートの確認を行う。
- ✓ 訓練は必要に応じて実施する。

## < 2. 発災後の対策 >

- ◇ 自然災害等の発生時には、人命の安全確保と人命救助を最優先とする。
- ◇ 二次被害の防止に努め、関係者の安否確認、関係機関との連絡対応を行う。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ✓ 役職員・家族・来客者の安否確認  
発災後速やかに「①：役員（専務理事）」・「②：職員（嘱託、臨時職員を含む）」・「③：①・②の家族」の安否確認を行う。

1. 安否確認の方法 事務所内：口頭伝達による。  
事務所外：電話・メール等により連絡する。

災害用伝言サービスを活用する。

※災害用伝言サービスの送信内容

自身・家族の状況、現在地、周辺状況、特記事項

※家族の安否については職員からの報告を基本とする。

2. 安否確認結果の集約  
安否確認責任者が情報を集約する。  
安否確認責任者：専務理事

↓

事務局長（不在の場合）

↓

中小企業相談所長（不在の場合）

安否確認責任者は、全員の安否が確認できるまで確認作業を続ける。

- ✓ 勤務可能な人員の把握  
安否確認責任者は、災害発生後、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行い、勤務可能者リスト、勤務不可能者リストの作成を行う。

2) 応急対策の方針決定

✓ 災害対策本部の設置

安否確認責任者は、「自然災害等が発生し、人命に関わる恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況」と判断した場合には災害対策本部を設置する。

- ※災害対策本部メンバー：専務理事（災害対策本部長）  
 事務局長（災害対策本部長 代行順位1位）  
 業務課長（災害対策本部長 代行順位2位）  
 中小企業相談所長、指導課長、相談課長

災害対策本部の主な初動対応

1. 状況確認

- 至急対応が必要な事の確認  
 （人命に関わる事、放置すると甚大な被害・損害が生じること）
- 安否確認責任者からの安否確認結果の報告・引継ぎ  
 支援が必要な役員、職員、来客者の確認（帰宅困難等）

2. 職員の参集・帰宅の判断・指示

3. BCP発動の判断、対応するレベルの判断

BCPの優先順位に従い事業継続対応を開始

※BCPは、「徳山商工会議所 災害対応マニュアル」に記載

被害レベルの目安

壊滅 大規模な被害がある ※ 震災の場合は震度7以上が目安。	※ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ※ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ※ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
甚大 被害がある ※ 震災の場合は震度6以上が目安。	※ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ※ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
軽微 ほぼ被害は無い ※ 震災の場合は震度5強以下が目安。	目立った被害の情報が無い。

※ 連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じていると想定する。

4. 関係機関との連絡・調整

✓ 当会議所と当市での情報共有・応急対策の方針決定

当会議所（災害対策本部）と当市との間で、被害状況や被害規模についての情報を共有し、応急対策の方針を決定する。

◇ 壊滅的（大規模）な被害が生じた場合、当市と当会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

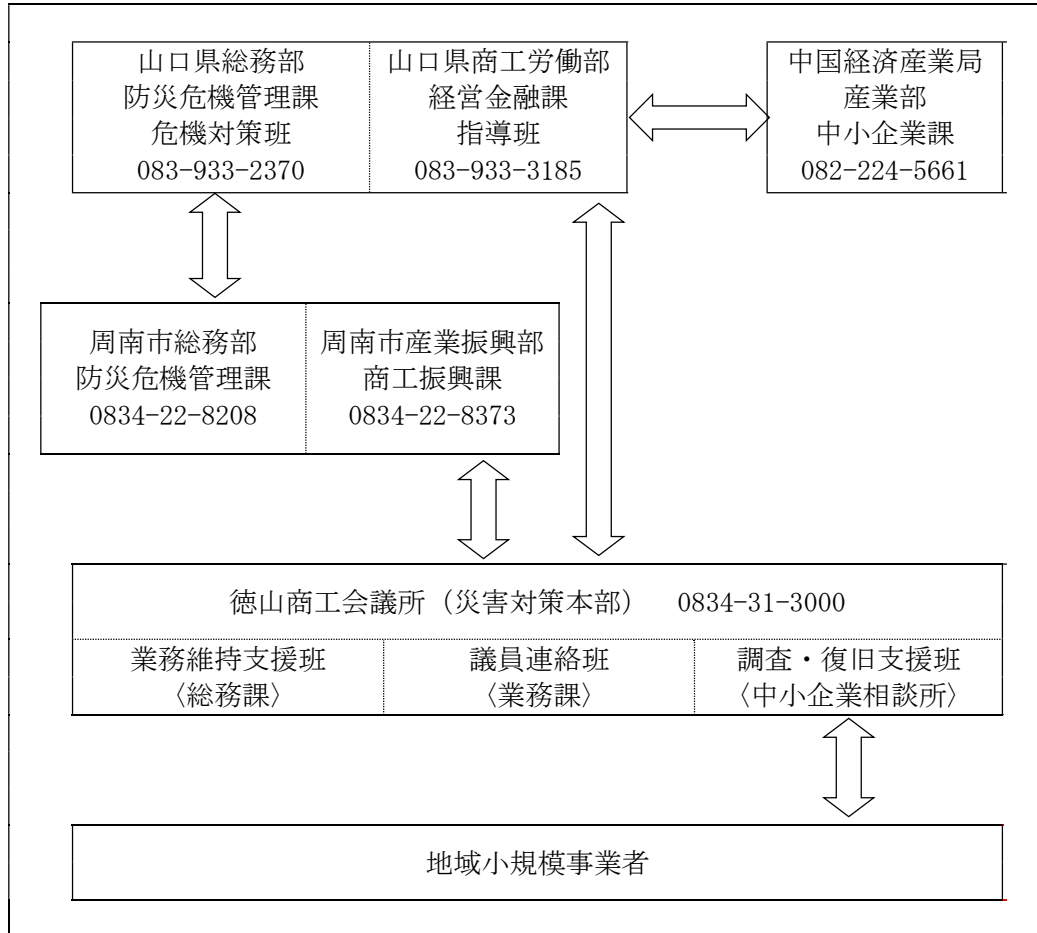
発災後～10日	1日に2回以上共有する
発災後11日～30日	1日に1回以上共有する
発災後31日以降	2日に1回以上共有する



< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

◇ 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。



◇ 小規模事業者の被害状況の調査について

当会議所は、災害対策本部内に、調査・復旧支援班（主に中小企業相談所が担当）を設け、小規模事業者の被害状況を把握する。

調査結果（人的被害の有無、建物・設備・商品等の直接被害の額、ライフラインの被害状況、復旧時間とコストの見積もり等）については、当市及び、山口県と共有する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 緊急支援制度の情報収集

- ✓ 国・県・市の実施する緊急支援制度の情報収集を行う。
- ✓ 既存の支援制度で活用可能な制度に関し、関係機関に問い合わせ、情報を共有する。

2) 相談窓口の設置

- ✓ 当会議所と当市は、協議して、安全が確認された場所に相談窓口を設置する。  
なお、国の依頼を受けた場合や被害状況に応じては、特別相談窓口を開設する。

3) 支援情報の提供

- ✓ 相談窓口において国等が実施する支援制度の情報を事業者へ提供する。
- ✓ 相談窓口への訪問が困難と思われる地区の事業者に対しては、巡回指導を行い、情報提供する。

4) 被災情報の収集

- ✓ 特に被害が大きい地区の事業所等を訪問し、安否確認を行った後、被害状況や事業継続等についてのアンケート調査（ヒアリング調査）を行う。
- ✓ 当会議所は、調査結果をデータベース化し、山口県や当市と共有するとともに、復旧の優先順位等を決定する際の資料とする。

5) 被害額の算定

- ✓ 当会議所は、山口県や当市と協議して、罹災証明の発行に必要な資料を作成する。
- ✓ 被災した事業者から依頼があった場合は、当会議所は、山口県や当市と連携して被害額の算定を支援する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

1) 復興支援体制の構築

- ✓ 当会議所と当市で協議し、応急対策が終了した（被災の全容を把握し、二次被害の可能性がなくなった、ライフライン等の復旧が完了した。）と判断した場合、応急対策フェーズの体制から復旧・復興支援フェーズに合わせた体制へ移行する。
- ✓ 支援方針については、当会議所と当市で協議して決定する。
- ✓ 被害規模が大きく、当会議所職員だけでは対応が困難な場合は、山口県商工会議所連合会へ相談し、近隣商工会議所への応援要請を依頼する。更に、人員不足の場合は、日本商工会議所へ相談する。

2) 相談窓口（特別相談窓口）の設置／相談体制の拡充

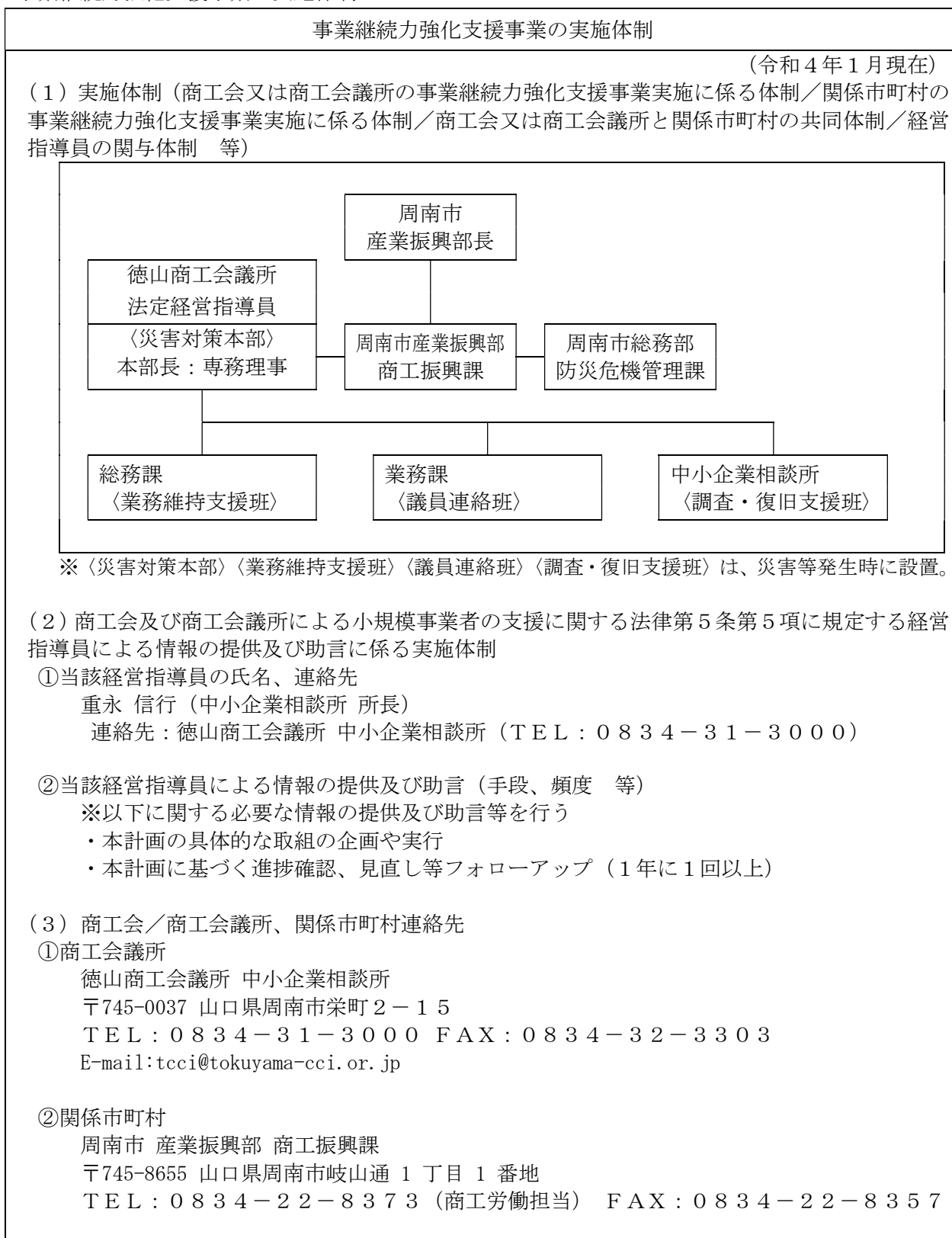
- ✓ 窓口・巡回相談による事業再建に向けた課題解決の支援をおこなう。
- ✓ 当会議所経営指導員（6人）が中心となって、全職員で事業者の復興を支援する。
- ✓ 当会議所職員のみで対応が困難な場合は、中小企業診断士、弁護士、税理士等と連携して、ワンストップでの相談対応が可能な体制を構築する。
- ✓ 事業復旧に向けた設備投資や運転資金の確保等、資金繰り円滑化にむけ、金融機関と連携した支援を行う。
- ✓ 復興に活用可能な補助金の申請支援等を行い、早期の事業復興を支援する。

3) 小規模事業者の復興に向けたニーズの行政への要望

- ✓ 事業継続・事業復興に必要な支援施策等のアンケートを実施し、地域の小規模事業者のニーズを把握する。
- ✓ 調査結果をデータベース化し、個社支援に活用するとともに、行政に対する施策要望に活用する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・防災訓練開催費	20	20	20	20	20
・広報費	50	50	50	50	50
・感染症等対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、山口県補助金、周南市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

